



令和3年度 川崎町地域おこし協力隊 募集要項

※川崎町地域おこし協力隊は現在7名で、これまで移住定住・起業支援、観光振興、廃校再生等、まちづくりに繋がる活動を行っています。

☆森林を守り、森林を育てていきませんか？

☆廃校をリノベーションした施設を拠点に、新たな事業を生み出していきませんか？

1. 募集の趣旨

宮城県川崎町では、町内に事業所を構える川崎町森林組合及び株式会社東北農都共生総合研究所に勤務する地域おこし協力隊として、林業や地域振興に携わる人材を募集します。

地域に活力を生み出していくためには新たな刺激が必要です。町外から人材を呼び込むことで地域の活性化を図る観点から、地域おこし協力隊は当町に定住してもらうことが前提となります。

なお、地域おこし協力隊の任期終了後は、各事業所において継続的に就業したり、起業したりしてまちづくりを推進する人材の育成を目指しています。

2. 募集対象者

- (1) 令和3年1月12日時点で3大都市圏、政令指定都市、3大都市圏外の都市地域に住所を有し、任用後は当町に住民票及び生活の拠点を移すことができる方（単身世帯・一般世帯どちらでも可）。地域要件についてご不明な点がございましたら担当まで問合せ願います。

※3大都市圏：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県・岐阜県・三重県・大阪府・京都府・兵庫県及び奈良県

- (2) 当町にずっと住み続ける意欲のある方
- (3) 活動期間終了後、当町にて就業又は起業する意欲のある方
- (4) 20歳以上45歳未満の方（令和3年1月12日現在）
- (5) 普通自動車免許を有し活動するための自動車を確保できる方
※日常生活における移動手段として自家用車が欠かせません。自家用車がない方は、リースをするなどして確保していただきます（リース費用やガソリン代は活動費として支給）。
- (6) パソコンの一般的な操作（ワード、エクセル、インターネット等）ができる方
- (7) 【まちづくり】に興味を持ち当町が良くなるための手立て等を自ら考え行動できる方
- (8) 人との交流が好きな方（町民をはじめ様々な人と適切なコミュニケーションが持てる方）
- (9) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方

3. 募集人数

(1) 計4人

①川崎町森林組合 派遣 2名
事業所住所 宮城県柴田郡川崎町大字前川字北原 21 番地 1

②(株)東北農都共生総合研究所 派遣 2名
事業所住所 本 社 宮城県仙台市青葉区上杉 1-16-30 東日本ビル7階
川崎支店 宮城県柴田郡川崎町大字支倉字塩沢9番地 (イーレ! はせくら王国)

4. 業務内容

現在予定している業務内容は以下のとおりです。なお、活動拠点はそれぞれの事業所となります。

(1) 川崎町森林組合

- ①森林施業活動(植林、下刈り、間伐)
- ②森林施業に関する一般事務及び現場管理業務
- ③森林を活用した地域振興につながる活動

(2) (株)東北農都共生総合研究所(川崎支店)

- ①イーレ! はせくら王国の運営(イベント企画、新事業開発、プロモーション活動等)
- ②川崎町4廃校の連携に関するコーディネート業務(プロジェクト企画運営、PR 活動等)
- ③地域6次産業化・地産地消の推進に関する業務(地域資源発掘、新商品開発等)
- ④地域産品販路開拓及び販売促進に関する業務(マーケティング、ブランディング等)

5. 活動期間

(1) 初年度の任用期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとします。

※任用の開始時期は、令和3年4月1日からを原則としますが、どうしても着任できない場合は応募用紙に「最短着任可能日」を記載してください。

(2) 最長で3年間(令和6年3月31日まで)まで期間を延長する場合があります。

6. 地域おこし協力隊の身分及び勤務形態等

(1) 雇用形態 川崎町の委嘱職員(川崎町長から委嘱状が交付されます)

※事業所及び川崎町が認めた場合に限り、副業・兼業を認めることがあります。

(2) 報 酬 月額166,000円(社会保険料等自己負担分を含む)

※2年目以降、200,000円に増額する場合があります。

(3) 活 動 費 月額 80,000円

内訳) 住居費:50,000円 車両費:20,000円 通信費10,000円

※その他、活動に必要な費用を予算の範囲内で町が負担します(研修や資格取得等に要する経費等)。

(4) 勤務時間

川崎町森林組合

1週間当たり40時間以内とします。

- ①標準的な勤務時間は、週6日：午前8時から午後5時（休憩100分）
- ②活動拠点の定休日は毎週日曜日、第4土曜日、祝日、お盆、年末年始です。
- ③年次有給休暇は、労働基準法の規定に基づき付与します。

(株)東北農都共生総合研究所

1週間当たり40時間以内とします。

- ①標準的な勤務時間は、週5日：午前8時30分から午後5時30分（休憩1時間）
- ②活動拠点の定休日は毎週水曜日、木曜日、年末年始です。
- ③年次有給休暇は、6箇月間継続勤務し全労働日の8割以上勤務した場合に、労働基準法に定める労働日の年次有給休暇を付与します。（1年目：10日間）

(5) 福利厚生 社会保険（健康保険・厚生年金等）、労災保険（川崎町森林組合）、傷害保険（東北農都共生総合研究所）、賠償責任保険に加入します。

(6) 貸与品等は次のとおりとします。

- ①パソコン
- ②活動に必要な消耗品等

(7) 地域おこし協力隊が負担するものは次のとおりとします。

- ①引越しに必要な経費（交通費含む）
※空き家バンクの物件に引っ越した場合は、助成される場合があります。詳しくは、「川崎町ホームページ」『空き家バンク』をご確認ください。
- ②住居費（活動費として定額50,000円を支給）
- ③住居に係る光熱水費や電話代等の通信費（活動費として10,000円を支給）
※携帯電話は必ず保持していただきます。
- ④車両費（車のリース・ガソリン代及び保険代等含む車両に関する一切の費用。活動費として定額20,000円を支給）
- ⑤活動中の私生活に必要な家具・家電・備品及び消耗品等

(8) 今回採用する地域おこし協力隊は、派遣先事業者又は川崎町の指示に従い活動するものとし、次に定める場合は委嘱を取り消し又は、更新しないことがあります。

- ①本人から解嘱の願い出があった場合
- ②不良行為（委嘱職員としてふさわしくない行為）が認められた場合
- ③傷病・事故等により活動に支障が生じた場合
- ④その他、事業者又は川崎町が解嘱すべきと判断した場合

7. 募集期間

令和3年1月12日（火）～令和3年2月26日（金）必着

8. 応募方法

別に定める応募用紙に必要事項を自筆で記入し、「10. 問い合わせ先」まで郵送して下さい。

- ①添付書類：A 普通自動車運転免許証の写し（両面）・B 住民票（世帯全員）の写し（直近のもの）
- ②書類発送後は、電話・メール等にて到着の有無をご確認ください。

9. 選考方法

- (1) 選 考 試 験 書類審査及び作文、面接とします。
- (2) 選考試験の日程 令和3年3月中を予定しています。
※日時・場所等の詳細は、別途連絡します。
※選考試験に要する交通費等は応募者の負担とします。
- (3) 選考結果の通知 結果のお知らせは、選考試験日以降、結果の可否に関わらず全員に通知します。

10. 問い合わせ先

〒989-1592 宮城県柴田郡川崎町大字前川字裏丁 175 番地 1
川崎町役場 地域振興課企画係 地域おこし協力隊 担当
TEL：0224-84-2111（内線1221）
FAX：0224-84-6789
E-mail：chishin@town.kawasaki.miyagi.jp